

### **認定会員制度とはなんですか？**

鳥類臨床分野の診療技術の向上・発展を目指し制定されました(認定会員制度規定第3条)。鳥類を伴侶動物として飼育する鳥類飼育者の病院選びや動物臨床獣医師が、1次診療および2次診療を行える動物病院を選択する際の一助となることを目的としています。認定会員試験受験資格を持つ会員が、認定試験を合格することで鳥類臨床研究会の認定会員となることができます。認定会員は当会のホームページや会誌に掲載されます。

### **認定会員になるにはどうしたらよいですか？**

認定会員試験の受験資格を与えられたのち、認定会員試験および面接試験に合格しなければなりません。試験に合格した方は、理事会の議を経て、認定会員の資格を取得することができます。その後所定の認定料の納付をもって認定会員の登録が終了し、認定会員証が交付されます。

### **認定会員試験の受験資格を得るにはどうしたらよいですか？**

認定会員制度細則第3条をご覧ください。本邦の獣医師免許を有し、5年以上の鳥類臨床経験がある方、鳥類臨床研究会の会員歴が5年以上であり、CⅡ会員歴4年以上を有し(あるいはそれに準ずる功績または能力が証明できる方)で、この間の会費を完納している方、また、モラルがあり、倫理的に専門家にふさわしい行いをする方に会員認定資格が与えられます。

### **認定会員試験の受験申し込みはどうしたらよいですか？**

決められた期日までに受験申請書を提出し、審査料と受験料を納付していただきます。基準を満たす方には、認定会員試験の受験票を交付いたします。

### **認定試験はいつどこで行われますか？**

試験は3年に1回実施されます。第一回は2021年となり、日付や場所はホームページでお知らせいたします。

### **認定会員の更新は必要ですか？**

初回登録から3年毎に更新をします。更新時は決められた期日までに更新申請書類を管理委員会に提出し、更新申請料を当会に納付していただきます。審査により更新基準を満たしている会員は認定会員証が交付されます。

### **やむを得ない事情により認定会員の更新ができない場合はどうしたらよいですか？**

災害、病気、出産、その他のやむを得ない事情により認定会員資格の更新申請がで

きない、あるいは審査基準を満たすことができない場合は、決められた期日までに更新延長申請書類を管理委員に提出することで更新の延長をすることができます。